

すべての SAGIA ライセンス保有者への
ISIC 型商業活動登録の推奨

2018 年 6 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2018年6月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller
www.amereller.com

(ドバイ・オフィス)
Tel: 971-4-332-9686

A M E R E L L E R

すべての SAGIA ライセンス保有者への ISIC 型商業活動登録の推奨

サウジアラビア王国において SAGIA ライセンスの保有者は、国際標準産業分類 (ISIC) の商業活動区分に準じるため、商業登録を改訂することが推奨される。改訂しない場合、新規ビザ発給等の政府当局のサービスが一部制限される可能性があり、また、改訂手続きには時間を要する可能性がある。

2018 年 1 月 1 日に、サウジアラビア総合投資庁（以下「SAGIA」という）は、商業活動の分類方法について、国際連合経済社会理事会の国際標準産業分類第 4 版(以下「ISIC 型」という)を採用すると発表した。ISIC 型とは、商業活動を区分する分類システムであり、準拠することで統計のデータ収集や公表が容易となる。なお、ISIC 型の全項目は、以下のサウジアラビア王国統計庁のホームページからも参照可能である。

○サウジアラビア王国統計庁 HP

https://www.stats.gov.sa/sites/default/files/the_national_classification_of_economic_activities_isic4_0.pdf

当初、SAGIA はすべての新規投資ライセンスについては ISIC 型システムに従うことが必要としており、既存の SAGIA ライセンス保有者は対象外とされていた。しかし、実務上、現在登録されている活動区分が ISIC 型システムに整合していないことを理由に、労働省からの新規ビザ発給をはじめとする、当局の一部サービスを受けられないとの報告が最近複数の事業者からなされており、約 8000 の SAGIA 投資ライセンスを保有する投資家は、今後、ISIC 型に準拠するために既存のライセンス内容を改訂しなければならない可能性がある。

ISIC 型分類システムを遵守するためには、幾つかの関連書類を改訂する必要がある。

ISIC 型システムに移行するにあたり、SAGIA ライセンスを保有する有限責任会社(以下「LLC」という)は、定款ならびに登録関連の書類の両方を改訂しなければならない。改訂に必要となる主な手続きの概要は以下のとおりである。

1. SAGIA および商工業省(以下「MOCI」という)に対して関連書類の改訂を申請するため、株主からの委任状が必要となる。かかる委任状が存在しない場合には、株主から新たに取得する必要がある。

2. ライセンスを改訂するための申請書類を SAGIA に提出。
3. SAGIA ライセンスの改訂後、LLC の定款を改訂し、ISIC 型に準じた商業活動を再表示しなければならない（定款は、2015 年に改正、2016 年に施行のサウジアラビア新会社法にも従わなければならない。）。
4. 定款を MOCI の承認を得る為に提出し、その後署名し、MOCI のウェブサイトにて公表。
5. 公表後、定款は公証役場にて署名と認証を取得しなければならない。

最後に、ISIC 型分類を反映するために、LLC の商業登録（以下「CR」）というが更新される。

外国法人の支店については、定款が存在しないため、SAGIA ライセンスおよび CR の改訂のみが必要となる。

各手数料等は、以下のとおりと予想されている。

1. SAGIA ライセンス改訂手数料：約 2,000 サウジアラビア・リアル（以下「SAR」）
2. 定款公表手数料：1,500 SAR
3. CR 改訂手数料：100 SAR
4. その他翻訳等の諸費用・公証手数料：約 500 SAR

上記の手続きは、6～12 週間要する可能性があるため、SAGIA ライセンスを保有する会社は、可能な限り速やかに対応することが推奨される。

本報告書作成者：

DUBAI | Amereller Legal Consultants | One at Business Bay, 14th Floor | P.O. Box 97706 | Business Bay | Dubai | UAE
t: +971 4 332 9686

※本資料は、情報提供のみを目的としており、法的アドバイスを提供するものではありません。本資料の情報のみに依拠して行動せずに、弁護士にご相談ください。なお、本資料は、特定の職務行為に関する規則に基づいて、広告とみなされることがあります。